

# お知らせ

## 記者発表資料

### 川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会

(第八回)

開催について

平成16年7月7日

#### 同時発表記者クラブ

竹芝記者クラブ  
さいたま新都心記者クラブ  
神奈川県政記者クラブ  
横浜海事記者会  
神奈川建設記者会  
川崎記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局道路部路政課  
課長 鈴木 あおい 内線4151  
048-601-3151代表 048-600-1340夜間直通

国土交通省関東地方整備局道路部計画調整課  
課長 西川 昌宏 内線4311  
048-601-3151代表 048-600-1343夜間直通

首都高速道路公団計画部環境技術課  
課長 吉原 忠  
03-3539-9400直通

平成16年7月7日  
関東地方整備局  
首都高速道路公団

「川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会」  
(第八回)の開催について

1 開催日時 平成16年7月9日(金) 10時～12時

2 開催場所 川崎市教育文化会館 4階  
川崎市川崎区富士見町2-1-3

3 連絡会出席者

関東地方整備局  
道路部

路政課長  
計画調整課長

鈴木 あおい  
西川 昌宏  
ほか

首都高速道路公団  
企画調整室  
計画部

調査役  
環境技術課長

木下 清  
吉原 忠  
ほか

原告団側  
北島団長ほか

4 「連絡会」設置要綱  
(別紙)のとおり

5 今回の意見交換事項

- ・川崎南部地域の沿道環境改善のための道路整備事業の進捗状況について
- ・意見交換

6 その他

- ・会議は公開で行いますが、カメラ・ビデオの撮影は、頭撮りのみとします。
- ・会議場は記者席及び一般傍聴席を用意しておりますが、会議場が満室になった場合には、入場をお断りすることもあります。
- ・資料は、当日会場にて配布します。

(別紙)

## 川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会設置要綱

### 一 連絡会の設置

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

### 二 連絡会の目的

連絡会は、川崎1次及び2次～4次訴訟の原告団と国の道路管理者及び首都高速道路公団との間で意見交換を行うことにより、国及び首都高速道路公団が管理する当該訴訟対象道路(以下「対象道路」という。)における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

### 三 連絡会の構成

連絡会は、次の関係委員をもって構成する。

国土交通省関東地方整備局

首都高速道路公団

原告団

### 四 会議

連絡会は、原告団に係る以下の事項についての意見交換を行う。

対象道路の環境等に関すること。

対象道路の道路構造対策に関すること。

その他必要な事項に関すること。(但し、連絡会を構成する道路管理者の所掌事項に限る。)

### 五 連絡会の座長は、国土交通省関東地方整備局代表委員とする。

### 六 運営

連絡会は、年1回開催とする。

臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が召集する。

### 七 事務局

連絡会の事務局は、国土交通省関東地方整備局に置くものとする。